

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 26年 10 月 6 日(月)午前10時00分から午前 11 時 07 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(15 人)

| | | |
|---------|------|--------|
| 会長 | 1 番 | 尾坂 壽夫 |
| 会長職務代理者 | 2 番 | 赤羽 則子 |
| 委員 | 3 番 | 三浦 淳 |
| | 4 番 | 上島 貞章 |
| | 5 番 | 中村 智子 |
| | 6 番 | 足助 聰美 |
| | 8 番 | 野澤 修一 |
| | 9 番 | 根橋 英男 |
| | 10 番 | 根橋 鉄雄 |
| | 11 番 | 竹淵 光雄 |
| | 12 番 | 宇治 昭三郎 |
| | 13 番 | 有賀 勝英 |
| | 14 番 | 宮原 光平 |
| | 15 番 | 小澤 浩矩 |
| | 16 番 | 栞澤 幸雄 |

4. 欠席委員(1人) 7 番 下田 節子

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

報告事項(1)専決事項

9 月許可決定の5条3件については、長野県農業会議から
9 月 12 日付で許可相当の意見答申があったので、
許可指令書を交付した。

(2)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出

その他

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|-------|---------------------|
| 事務局長 | 役場産業振興課長 飯澤誠 |
| 事務局次長 | 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実 |
| 書記 | 役場産業振興課農政係専門員 千田茜 |

7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

どうも皆さんおはようございます。皆さん言っているとおり大型で強い台風18号、今頃が一番長野県のこの辺に近いところを通過しているかと思いますが、意外に雨も少なく、風が時々強い風が吹きますので若干の農作物、リンゴ等の果樹に対して被害があるかなと思いますが、この程度で終わっていただければ幸いかなと思います。また、9月の下旬には御嶽山が噴火ということでございまして、大勢の方が犠牲になったということで本当に大惨事になりました。ご冥福を祈りたいと思います、なくなった方に対しまして。また、噴火によります、灰ですか、降灰もほとんど辰野町ではなくて、農作物に影響ないということで幸いかなと思っております。このような形でこのごろは異常気象が非常に続いております。今回の台風におきましても日本の近くまで海水温が非常に高いということで、全然衰えることなく10月としては非常に珍しい大型の台風でございます。これは静かに通過してくれることを願っているところでございます。会議等の報告でございますが、9月16日に情報推進会議というのが辰野町のパークホテルで行われました。これは長野県農業会議主催でございまして、事務局長の飯澤さんと私が出席いたしました。その席で特にお願いされたのが、農業関係の情報源であります全国農業新聞をぜひとも農業委員の皆さん方には、2つとは言いませんけれども1部購読をお願いすると同時に、一人の委員に対しまして1人でも2人でもそういう仲間がいたら購読していただきますよう要請していただきたいということでございましたので、皆さん方にも知人友人に、こういう新聞がありまして日本の情勢がよく書かれておりますのでぜひとっていただきたいというような形でもって広めていただければ幸いかなと思いますのでよろしくお願いたします。また11月16日に、来月になるわけでございますが、県選出の国会議員との農政懇談会を下伊那郡の松川町役場で開かれる予定でございまして、一応農業委員会会長出席ということになっておりますので、私出る予定でございまして、農政関係につきまして、何か国会議員にこのようなこと聞いて、辰野町の関係で聞いていただきたいというような案件がございましたら、10日ころまでに事務局の千田さんのほうへちょっと文書等を出していただければ幸いかなと思います。私も今のところ何を出していいか分かりませんが、とりあえず初めて、去年はちょっといろいろな都合がありまして出席できなかったわけでございますが、今年はちょっと出ていきたいなと思っております。今のとこと私としましては議題等ございませんけれども、何かありましたらお願いいたします。それから先ほど飯澤課長のほうから連絡ありました、

北部の三町村交流会でございますが、今年こそ優勝と思っておりましたマレットゴルフ、まことに残念でございます。中止になりました。台風でこれは仕方ないと思いますが、ぜひ交流会には全員の方出ていただき、三町村の農業委員との交流を深めていただければ幸いですのでよろしく申し上げます。あまり風も吹かないわけでございますが、農業関係の被害状況調査等が事務局であります産業振興課でございますので、できるだけスムーズに本日の議事進行をしていただきまして、終わりますようお願い申し上げます。簡単でございますがあいさついたします。よろしく申し上げます。

それでは進行させていただきます。3番の議事録署名委員の指名でございますが、11番の竹淵委員、12番の宇治委員、よろしくお願いいたします。

それでは4番の議事に入りたいと思います、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

岡谷市長地源..丁目..の..にお住まいのAさん所有の、中央…番地、地目は田、面積193㎡を、中央…番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件につきましては、平成25年3月の農業委員会において前所有者であるAさんの妻とBさんとの3条許可が出ておりましたが、許可日前日に前所有者が亡くなられたため、相続人である現所有者との再申請となったものであります。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は37aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、宮原委員と上島委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。では、これにつきまして宮原委員ですか、よろしく申し上げます。

<14番宮原委員>

それでは報告いたします。(図面により場所の説明)この全体の面積というか広いこの左側は後で出てきます5条のCで土地を購入するということでこの大きい土地を二

つに分けてこういう風にするということで、今の話ありましたように前年度話を進めてきたところこの当事者が亡くなったということで、一応無効という形になって再度こういうことで申請したということで、確認いたしましたところ、境界杭はしっかりしておりまして、問題なからうかということで見てまいりました。ご審議の程お願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この第1番の辰野町中央につきまして何かご意見ご質問等、この上の部分をとりあえず移転ということなんですね。まあ、宅地等続いている土地だということでございます。ご意見ご質問等なければ。

<15番小澤委員>

この図面の斜線の意味は何かあるんですか。

<尾坂会長>

該当するという意味だと思います。今回この3条の…という部分について今、この193㎡、だよ。そういう意味でしょ。

<15番小澤委員>

今日のあれにこれが出るのがあれですねっていう意味ですね。

<尾坂会長>

はい、そういうことです。何かそのほかにとにかく疑問点ございましたらいろいろ出していただければ。「なし」の声)はい、ないようでございますので、この件につきまして、許可することいたします。どうもありがとうございました。次に、次お願いします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<足助事務局次長>

それでは4条でございます。

1番、太陽光発電施設の新設でございます。

大字伊那富…にお住まいのBさんが、自己の所有地であります、大字伊那富…、地目は畑、面積72㎡と、後ほど説明します5条1番の農地あわせて二筆に、太陽光発電施設を新設する計画でございます。申請者は自宅隣接の申請地と5条1番の申請

地を借りて畑として耕作しておりましたが、売電収入による土地の効率使用のため、太陽光発電施設を新設したい計画でございます。申請地は JR 飯田線羽場駅からおおむね 500 メートル以内の区域にある農地ですので、農地法第4条第2項第1号ロ(2)の第2種農地、積極的2種と指定されますが、位置的代替性がみとめられないためやむをえないと判断いたします。また、周辺の耕作者にも同意を得ているということで同意書も添付されておりました。この件につきましては尾坂会長、有賀委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは私のほうからご説明申し上げますが、8月24日に有賀委員と現地を、本人と立会いをいたしました。(図面により場所の説明)これにつきまして太陽光発電をしたいということでございまして、区域につきましてはすでに国調は済んでおりましてしっかり境界はしております。それから隣地につきましては、影響はないというかたちでございまして承諾書もらっておりますので、現在やっております自分のおうちのすぐ隣でございまして、まあ今流行の太陽光発電やむをえないかということでもって2人で一応認めましたのでよろしくご審議お願いしたいと思います。何かご質問等ございましたらお願いいたします。(図面のご自分の家の屋根にも太陽光発電をすでにやっております。今回その横に自分でもって事業をし売電するという予定のようでございます。何か、ご質問等なければ、これにつきましてちょっと私からいうのもおかしいですけども認めていただければと。(意見等なし)ではこの件につきまして許可することにいたします。よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。次に5条おねがひいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～7番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、賃貸借権の設定でございます。

大字伊那富…にお住まいの A さんが所有いたします、大字伊那富…番地、地目は畑、面積 162 m²を、先ほどの4条1番の申請者、B さんが賃貸借し太陽光発電施設を新設するための申請でございます。説明は先ほどのおりでございます。この件につきましても尾坂会長、有賀委員からご意見をいただいております。以上です。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして先ほど4条の1番と同じ場所でございます、その左側のほうでございます。これにつきまして今までBさんが借りていた土地でございます、それをなおまた借りまして太陽光発電に使いたいということでございますのでよろしくお願いたします。この件につきまして何かご意見ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。(意見等なし)ないようでございますので、先ほどの4条1番と隣続きということでございますので、これにつきまして許可したいと思いますのでよろしくお願いたします。2番お願いたします。

<足助事務局次長>

2番、賃貸借権の設定でございます。

大字伊那富…にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富…番地、地目は畑、面積2522㎡を、大字伊那富…のBが賃貸借し太陽光発電施設を新設するための申請でございます。賃借人は賃貸人が代表取締役を務める法人であります。賃貸人は、申請地で野菜を作っていましたが鳥獣被害がひどく生産性が悪いため、法人として太陽光発電施設を設置し売電収入を得ることにより事業の拡大を図りたいという計画でございます。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない区域内の農地ですので、農地法第5条第2項第2号の消極的2種農地と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないものと思われま。また、隣接土地所有者には事業内容を説明し了承を得ているということです。この件につきましては有賀委員、野澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

この件につきまして、野澤委員、お願いたします。

<8番野澤委員>

(場所の説明)両側は山林原野についているところでありまして、地籍調査も済んでおりますし今回の転用には問題ないと思われま。

<尾坂会長>

この場所はあれです、みょうこうじよりちょっと南の辺りでしょうか。

<8番野澤委員>

この図面の左側は山、北側が原野、南、下側がお墓になっているところま。

<尾坂会長>

はい、北大出の山手のほうと。農面道路のちょっと下になるわけですね。

<8番野澤委員>

農面の下が山になってましてその山についたところの山手というところですよ。

<尾坂会長>

はい、なにかこれにつきまして、場所的にもご理解いただけたと思いますし、ご意見等なにかありましたらお願いいたします。「(「異議なし」の声)異議なしということですので、もう山手でございますという場所でございますので、これについて許可することにいたします。どうもありがとうございました。3番についてお願いします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

中央…のAさんが所有いたします、大字平出…番地、面積559㎡と、大字平出…番地、面積497㎡を、いずれも地目は田、以上二筆を、中央…のBが取得し宅地分譲地とするための申請でございます。申請者は宅建業免許を有する不動産業を営む法人で、申請地所有者が代表取締役を務めておりますが、耕作の手が行き届かなくなったため、比較的宅地として需要のある地域でもあることから自身の経営する法人で取得し3区画の宅地として分譲する計画でございます。申請地は準工業地域の用途地域にあたりますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては赤羽代理、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

この件につきまして、赤羽委員、お願いいたします。

<赤羽職務代理人>

2番赤羽が説明させていただきます。(図面により場所の説明)かつてAさんがこの土地を買い入れたときにきちっと、もう、境ですか、コンクリートで境を作っていましたので、境界線もしっかりしておりました。また、Aさんがここも農業を続けていたんですけれどもご自分も大変体が弱ってきたりしたので、こうやって宅地にしたいということで

申請がありました。二人で確認させていただきましたが、問題がないかと思われ
ます。よろしく願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。何かご意見ご質問等ございましたらお願いいた
します。(なし)Aさんというのは両方同じ人なんですね。ご意見等ないのでこの件につ
きまして許可することといたします。では4番お願いいたします。

<足助事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。

岡谷市長地源..丁目..の..にお住まいのAさん所有の、中央…番地、面積383㎡と、
中央44-3、面積280㎡、地目はいずれも田、以上2筆を、箕輪町大字中箕輪…の
Cが取得し、宅地分譲地とするための申請でございます。二筆のうち中央…番地につ
きましては、3条1番と同様、平成25年3月に農地法5条の許可が出ておりましたが、
前所有者が許可日前に亡くなられたことにより白紙となりました。よって今回計画
変更申請が同時に出ております。申請人は宅建業免許を有する建設業を営む法人
であります。申請地を相続した現所有者が高齢で農地の管理に苦慮し相談を受け
たことから、宅地としての需要もある地域でもあるため、申請地を取得し2区画の宅地
として分譲する計画でございます。申請地は第2種住居地域の用途地域にあたりま
すので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則
許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、宮原委員、竹淵委員から
意見をいただいております。

<尾坂会長>

では、竹淵委員さんでいいですか。宮原委員、すみません、どうぞ。

<14番宮原委員>

14番宮原が報告いたします。(場所の説明)CでAさんより宅地するために購入し
たいということで、境界に杭はしっかり打ってありまして二区画になっておりますけれど
もこれはBさんの買い受ける場所の南側全区域ということで、問題ないと判断いたし
ました。それと、余談になりますけれども今日図面の上に中央だとか上辰野だとか書
いてありますけれども、伊那富といわれても範囲が広いのでちょっとどこの地域だかす
ぐわからんということですが、こういう風に入れてもらうととてもわかりやすいという
ことで感謝いたします。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございました。何かご意見ご質問等(なし)、はい、ご意見等ございませんので、これにつきまして許可することにいたします。続きまして5番。

<足助事務局次長>

5番、使用貸借権の設定でございます。

大字辰野…のAさんが所有いたします、大字辰野…番地、地目は畑、面積409㎡を、大字伊那富…にお住まいのBさんが使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。借人は現在社宅に家族と暮らしておりますが、実家近くの父所有の申請地が適地であるということで、使用貸借し住宅を新築する計画でございます。6番が関連しておりますので続けて説明いたします。

6番、所有権の移転でございます。

辰野町中央…番地のC所有の、大字辰野…番地、地目は畑、面積72㎡と、D所有の、大字辰野…番地、地目は畑、面積13㎡、以上二筆を、先ほどの5番の申請人のBさんが取得し、住宅への通路および駐車場とするための申請でございます。申請地は5番の申請地と町道との間にあるためこれらを取得し宅地への通路と車1台分の来客用駐車場としたい計画です。5番6番いずれの申請地も第1種低層住居専用地域の用途地域にあたりますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。また、今回の計画で既存の宅地等も含めた合計面積は504.4㎡で、500㎡を超えますが、残地の有効利用は望めないことからやむをえないと判断いたします。この件につきましては、竹淵委員、上島委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは5番と6番につきまして竹淵委員、お願いいたします。

<11番竹淵委員>

はい、それでは11番竹淵ですが、報告を申し上げます。(場所の説明)今回の件でありますけれど、先ほど説明にあったように、父親の土地に息子さんがここへ住宅を建てたいということで今現在…の社宅のほうに住んでおりますけれども、子供さんも大きくなり狭くなったということでここに住宅を建てたいということであります。それと先ほどの6番目のところなんですけれど、このように..線に接するところがなく入り口がないということで、ここは現在町のCが所有している土地なんですけれど、そこを購入して来客用

の駐車場ならびに自宅への進入路ということで、買収して今回住宅を建てるということ
であります。境界も確認はしっかりしておりまして上水下水とも道路に埋設しておりま
すし、また、道路幅員も12メートル以上ということで道路と接するということでもあります
ので、許可して問題ないということで判断させていただきました。よろしくご審議お願い
いたします。

<尾坂会長>

どうもありがとうございました。5番6番につきましてご意見ご質問等ございましたらお
願いいいたします。「異議なし」の声はい、異議なしということでございますので、この
件につきまして許可することといたします。次のページ入りしたいと思います。7番。

<足助事務局次長>

えーと7番、5ページであります。所有権の移転でございます。

横浜市保土ヶ谷区峰沢町…のAさん所有の、大字平出…番地、面積67㎡と、大
字平出…番地、面積64㎡、大字平出…番地、面積1.21㎡、また、横浜市保土ヶ谷
区峰沢町…のBさん所有の大字平出…番地、面積163㎡、地目はすべて田、以上
4筆を、大字平出…番地のCさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。
申請人は住所は実家の住所ですが実際は借家に暮らしております。このたび自分の
持ち家を持ちたいと考え実家近くの申請地を取得し住宅を新築する計画でございま
す。申請地は準工業地域の用途地域にあたりますので、農地法第5条第2項第1号ロ
の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。こ
の件につきましては赤羽代理、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この件につきまして、赤羽委員お願いいたします。

<赤羽職務代理者>

2番、赤羽が説明させていただきます。9月18日午後、下田委員と現地の立会いを
させていただきました。(図面により場所の説明)この土地の件については、昨年でし
たか、嵩上げ申請ですか、それがありまして、事務局のほうからこの委員会においても
説明があったところでもあります。ですのでこのたくさんの筆数になっておりますけれど、
嵩上げをして段差がなくなって一面の土地になっております。また、嵩上げのときにし
っかり測量もしてありまして、この不動産屋さんの説明ですとこの右側の斜線の部分で
すね、細いところ、嵩上げのときに車が入れないと困るのでもうそこはすでにコンクリー

トで入るところを作っていました。そんな風で、きちっとした境界線ができておりましたので問題はないかなと判断をいたしました。以上よろしく願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「なし」の声)はい、この件につきまして異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することといたします。以上でもって議案第1号につきまして、それでこの次のやつは前と同じでいいんだね。いいんですね。すでに話してあるんだね。次に報告事項に入りたいと思います。(1)の専決事項ならびに(2)につきまして事務局よろしく願いいたします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、9月許可決定の5条3件につきましては、長野県農業会議から9月12日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

また、農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出ですが、1件、議案書のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

はい、ただいま報告事項、2件につきまして、何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。では報告事項につきまして以上で終わらせていただきます。5番その他からそちらでお願いします。

<8番野澤委員>

先ほどの住宅の、未実施でCがやったというのですけれど、この土地については全然問題ないんだけど、事業をやるかやらないかということに対してのことはどのくらい審査をするんですか。5条申請ですから宅地の転用はいいんだけど、この人からこの人へいったときに、事業の可能性についてはどのくらい調べるのか。

<足助事務局次長>

ひとつは資金計画、要するに借入だった借入証明、預金だったら通帳の写し、そのようにやっています。最終的には資金だと思うんですね。そこらへんの証拠書類というのはきちんと出していただいています。

<8 番野澤委員>

はい、いいです。

<尾坂会長>

はい、ではその他のほうへ。

その他

○北部三町村農業委員会交流会（本日午後 4 時 30 分
南箕輪村、バス午後 3 時 40 分役場発）

○農業者年金加入推進特別研修会（10/16（木）松本市、
赤羽代理・宮原部長・事務局）

○県女性農業委員の会上伊那支部視察研修会（10/20（月）諏訪方面、
赤羽代理・中村委員・事務局）

○第 60 回長野県農業委員大会について（11/6（木）午後 1 時～
松本市キッセイ文化ホール、公用ワゴン車 2 台、お昼市内、あとなし）

○県選出国會議員との地区別農政懇談会（11/16（日）松川町役場、会長）

○その他

味噌づくり大豆について

有賀委員から、収穫は天候をみて通知。去年は遅かった。

来年やるか検討してほしい。11月までに方向性を。

（小澤委員：農業委員としてやるべきなのか、やらなければいけないのか。

今回の農業委員はその辺をどう考えているかによって決まるのでは。）

(赤羽代理：前の任期からですが、審議だけでなく、住民との交流のため
体験等行ってきた。農業委員としては大変だけど意義はあるのでは。)
利用状況調査について
提出は次回委員会 11/6 (木) までに
研修旅行について
旅行委員会 10/22 (水) 午後 1 時 3 0 分

○次回委員会開催日 11月6日(木) 午前9時00分～

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証
するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印